

行政評価局調査のテーマ選定の基準

行政評価局調査のテーマは、以下により選定することを基本とする。

- 1 各府省が実施している施策を網羅的にリストアップした上で、下記（１）の基準を満たした施策を把握し、（２）の基準を満たす調査が想定できる場合に、効率性、有効性、合規性、総合性などの分析の視点を加えた調査が十分企画できること。

（１）対象は、次のア、イのいずれかを満たすべきである。

ア 重要性（政府の現在の関心事項であるか）

（例）

- ・ 施政方針演説等の政府の方針に示されている。
- ・ 経済財政諮問会議等の政府の重要政策に関する会議において議論されている。

イ 必要性（行政運営の改善により解決を図るべき事項があるか）

（例）

- ・ 国民の関心事項である。
- ・ 国会で議論されている。
- ・ 行政相談に寄せられた国民の困りごとである。
- ・ マスコミで多くの報道がみられる。

（２）調査は、次のア、イのいずれをも満たすべきである。

ア 必要性（実地調査により実態を把握することが必要か）

（例）

- ・ 専ら理論や理念上の問題として取り扱うことに馴染むものではない。
- ・ 全国の行政運営の実態にばらつきが想定され、混乱が生じている。
- ・ 仕組みが実態から乖離している可能性がある。
- ・ 個別具体的な対応で足りる事案ではない。

イ 合理性（担当府省の立場とは異なる第三者的な視点が生かせるか）

（例）

- ・ 行政に共通する手法等に係るもので、各府省横並びにチェックすることが有用である。
- ・ 取組が始まって一定の期間が経過しており、効果の検証等が可能であるが、担当府省が自ら適正に取り組んでいるとはみられない。

- 2 なお、テーマ選定に当たっては、国民視点を十分に把握した上で判断できるよう審議会への付議や、有識者からの意見聴取、ホームページ上でアイデア募集等を行う。また、不断のテーマ見直しを行う。